平成29年度第1回認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議意見要旨

- 1. 日時 平成29年5月14日(日)午前10時~11時30分
- 2. 場所 こうべ市民福祉交流センター 201 教室
- 3. 議題
 - (1) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進について
 - ① (仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の骨子
 - ②神戸市の認知症施策
 - (2) 今後の進め方について

○市長あいさつ

要介護・要支援の高齢者の方々は、神戸市内で約8万人、そのうち認知症高齢者は4万 7千人おられると推計しています。認知症は特別な病気ではなく、誰にでも起きる事象 であり、また病気であるという認識は広く共有されてきたところだと思う。国民の関心 も大変高く、高齢者ドライバーの免許のあり方など毎日のように報道されているところ である。昨年9月のG7保健大臣会合における神戸宣言を受け、神戸市はぜひ認知症の 人にやさしいまちづくりを推進していこうという方向性を出した。認知症に関する様々 な課題は国全体の問題であり、国においてしっかり取り組んでいく問題ではあるが、地 域に一番近い基礎自治体として、いろいろなご意見を聞きながら施策を前に進めていか なければならないと考えているところである。具体的な施策はいろいろありうるが、神 戸という都市が地域の中で認知症のひとにやさしいとまちとはどのような姿なのだろう かと理念をしっかり議論し、コンセンサスを得ていくことが大変重要ではないかと考え ている。そのような理念を皆で共有し、具体的な施策を進めていく。例えば認知症の予 防をどうするのか、早期介入をどのようにしていくのかという問題や、認知症の人への 医療、介護も大変な課題で、高齢者福祉全体にも関連づけて考えていかなければならな い。また、認知症の方のご家族がしっかり見守っているにも関わらず、残念ながら第三 者に損害を与えたときの賠償責任を家族の方だけに負わせることは大変酷なことであり、 社会全体でどう支えていくのかを考えることは大変重要である。そして、地域全体がど う向き合い、どう支えていくのかを考えていくことも大切であり、専門の皆様、地域で この課題と向き合っている皆様としっかり議論して方向性を見出してまいりたい。でき ることなら条例という形で大きな理念、具体的な方向性を明らかにすることが大変好ま

しいと考える。ぜひ皆様の御知見をいただきたい。

(○委員発言 ●事務局発言)

- (1) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進について
 - ① (仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の骨子
 - ②神戸市の認知症施策
 - (資料4~資料6にて説明)
- ○神戸市の認知症への取組みは進んでおり、認知症初期集中支援チーム事業については 平成25年よりモデル事業として始めている。また、認知症疾患医療センターの整 備など先進的なことが行われており高く評価している。今回の認知症の人にやさし いまちづくり条例をぜひ前向きに検討していくべきだと思っている。
- ○障害者の分野でもそうだが、当事者の声を聞いて意思決定や政策に活かしていくというのが大きな流れになっていると思うので、2回目以降は事情も勘案しながら当事者からも意見を聞けるよう、探していただけたらと思う。

認知症の人にやさしいまちづくりの「やさしい」について、フレンドリーという言い方もあるが、住みやすい・認知症の人たちにとってフレンドリーな環境を、という意味だと思うが、どこまでなのか、また、今までのユニバーサルデザインやバリアフリーとどう違うのかも含めて中身が見えにくい。

広い話がある一方で事故救済や予防といったかなり具体的な話もあり、落差がある と感じるが、どこまで条例に含めるのか。

事故救済の事故の定義について、交通事故・鉄道事故と考えるのか、一方で保険業界が考える事故の定義もある。犯罪加害者になった場合の民事的賠償の問題もある。 こういった部分も今後部会で考えていただければと思う。

○全体の枠組みで中心になるのは医療・介護の場面や社会的な措置であり、事故救済は 例外的な部分であると思う。全体としては、認知症の方を直接対象として考えてい けばいいということになろうが、事故に関する救済に関しては、本人だけでなく被 害者という存在を念頭におきながら、場合によっては他のものと違うものを検討し ていかければいけないと思う。

さきに紹介のあった J R の事故では一切責任を認めなかったということで好意的な 報道が多かったが、これは J R が営業損害を受けたという事案であって、例えばこ どもが亡くなったということであれば、おそらく同じようには扱われないと思う。 現状は、認知症高齢者の事故の賠償義務を負うものは誰もいないという状況を作っ てしまったので、被害者の救済がまったく実現されない。そうすると、社会にとっ て認知症高齢者がリスク要因かのように位置づけられてしまう可能性がある。この ような状況は避けるべきであり、認知症の方が事故を起こした場合に一定のサポー トをつくることは認知症の方にとってもやさしい、家族にとってもやさしいという 意味を持つのではないかと思う。

現在でも保険があるのではないかという話もあるが、これは誰も責任を負わない場合には被害者がだれにも請求出来ないということになるため、現在の制度では十分なものではない。本来国が検討すべきだと言うことは簡単だが、まず神戸市でできる範囲で検討していくことは大変意味があることだ。

- ○当事者の意見というが、認知症の症状は、MCIという物忘れはあるが自分の意見をはっきり言える予備段階から症状が進み、最終的にはごはんを食べたいのかも分からなくなるという非常に幅広いものである。当事者目線は大事だが、このような委員会で抽象的で広範囲の質問を聞いてお答えできるというのは相当症状が軽い人等であり、その意見が代表として独り歩きしないかと引っかかるところがある。質問事項も抽象的なことではなく、具体的なものに絞って、あるいはご家族も一緒になってご意見を聞くというのもわからないではない。こういった部分に気をつけていただきながら聞くようにしてほしい。また、症状の進んだ方や難しいケースについては、やはり介護している家族やサポートしている方のご意見が必要になってくるのだと思う。こういったことで補完をしながら、この条例作りの根幹、フィロソフィーに生かしてはどうか。
- ○昔は認知症になったら人に隠す時代であった。今は認知症の人に光が当たり、家族に も理解を示してもらえるようになった。
 - 80代の認知症の人が車で出かけていて、家族もあまりリスクを感じていない。どうしたらいいかと思っている。病気を受け入れることが難しい人やご家族の気持ちのサポートはできるが事故の防止・救済まではできない。また、電車でごはんを食べて注意されたことに腹を立てて傷害事件を起こしてしまったケースもあり、そういう場合の救済についてはどのようになるのだろうと思っている。
- ○地域住民の立場では、その方が認知症なのかどうかの判断、線引きが難しい。また家

族の方が認知症であることを認めているのか、隠そうとしているのかによって対応が異なると思う。我々としては地域でゆるやかに認知症の人を見守りたいと思っているが、揉め事とならないようにしたい。認知症になる可能性はあり、地域で見守っていくというのは当然のことだと思う。やさしいまちづくりとは地域のコミュニティを高めることであると思う。神戸市のコミュニティ施策の基本方針で、市が地域の独自施策を支援する仕組みが今考えられていて、これとリンクしたかたちで地域の認知症の人だけでなく、他の人も含めて見守りができるシステムができたらよいと思う。以前高齢者の見守りのあり方検討委員会があり、地域でゆるやかに高齢者を見守るというまとめになったが、この延長線で地域活動の在り方とうまくリンクできたらと思っている。

- ○自宅で認知症の母を介護していて大変だったが、近所の医者の先生の往診が非常にありがたかった。今NPOを立ち上げてデイサービスを行っているがとにかく話をしてもらい、たくさん笑って帰ってもらうことを心がけている。また、今の高齢者は少し甘えさせられている部分もあると思っていて、料理など少しでも自分できることはできるだけ自分でしてもらうようにしている。
- ○ドイツの介護保険が施行されたときに視察に行ったが、精神病院の種類がたくさんあり、そこで認知症の対応をしていたが、非人間的に感じた。人間にとってどういうことがやさしいのかを考えればやはり介護であり、在宅でだめなら、介護施設、最後に医療であると思う。神戸はサミットもあり、認知症への取組みが進んでいると思う。大事なのはヒューマニズムだと思う。自分の母親も認知症で世話をしているがこれまで大変であった。自分の物が決まった場所にないと盗んだだろうと責められた。在宅介護が難しくなり、施設に入った後は、沢山の職員が同様に責められた。あなたは誰と言われるのが家族は一番つらい。認知症は症状の程度がどんどん変わっていく。重度になってからより、軽度のときが大変だった。
- ○元学校の校長先生の方が認知症になり、はじめは家族が抱えこんでいたケースがあった。相談にのっていく中で地域に声をかけてと助けを求めるように言い、その後堂々とデイサービスに通うようになった。家族が安心して声を出せる地域にしていきたいと思っている。一方で、朝・昼・晩・正月まで電話されたことがあった。また、他の民生委員の方の事例だが、認知症の方にお金を貸してくれと頼まれ、好ましいことではないが小額だったので何回か貸したところ、ご家族には逆に伝わって

おりその方が亡くなった時に逆に民生委員が家族から借金返済の請求されたことがある。他にも徘徊が出て民生委員が連れて帰るときに、手を離して逃げてしまうこともあった。一生懸命に関わっていて監督責任を問われたり、これが心配で民生委員の活動が萎縮しないようにして欲しいと思う。行政、社協も含めて協働していきたい。

- ○認知症にやさしいまちとは、認知症の有無に関わらず同じように活動できるという意味だと思う。運転免許を取り上げられても助けてくれる人がいて買い物に行ける、 入院、治療が受けられる、認知症の為に施設の利用が拒否されない、ということだと思っている。また、都心と田舎でも違うと思うので、そのあたりも考えていきたい。
- ○認知症を早期発見し、専門医につなげることが我々の役割だと思っている。認知症の 方の診断を嫌だという医師も多いので理解を広げることが大事だと考えている。認 知症サポート医を中心にやっていきたい。最近は運転免許について日本医師会から 診断書のガイドラインがでており、また県警と県医師会が認知症の人の診断書の医 師の責任等について弁護士を含めて詰めているところである。条例ができれば啓発 にもなり素早い対応にも繋がると思っている。
- ○業務上、成年後見の財産管理のサポートの関係で認知症の方と関わることが多いが、 後見人が見守り続けることは難しいところがある。施設に入っている場合はよいが、 ひとり暮らしの方の場合は地域の見守りが大事になってくる。認知症サポーターか ら後見人、保佐人に連絡をもらえる仕組みができるとありがたいと思う。

事故救済については請求する側・される側どちらの立場に立つとしても、救済制度が存在するというのは被害救済という観点でも、もしくは資力がないご家族の立場に立った場合でも、非常に心強い制度ではあると思う。給付金を出すのであればやはり制度をしっかり作る必要がある。どういう場合に使えるのか、法的な責任を誰も負わないケースなのか、責任を負う人はいるがその方に資力がないケースなのか、被害者が個人の場合と法人の場合ではどうか、交通事故のような過失のケースだけではなく犯罪に当てはまるような場合も含むのか、自賠責、個人賠償責任保険、犯罪被害者給付金とのバランスなど課題が多くチャレンジングだが、価値のある取組みであると思う。

○昨年の保健大臣会合の流れを受け、神戸市が力を入れているのを感じている。市長の

言った住民に一番近い基礎自治体がやろうとしていうことに共感している。阪神淡路大震災のときにも生活再建支援制度を自治体から声を上げて実現したことを思い出した。事故救済について最高裁の判決を好ましい判決がでたと社説を書いた。この事件は被害者がJRという会社であったこともあり、共感しやすい事例だったが、事故にはいろいろなケースがあり、被害者の救済も考えなくてはいけない。国の方では検討したが難しいということで制度をつくるところまで行っていない。何がネックになっているのか、それを克服するにはどうしたらいいのか知りたい。実現すればよいが、ハードルは高いと思う。

○認知症は程度の幅が広い。事故救済は対象範囲や被害者をどうするかなど、考えなければならないことはいくつかあるが、基本的に大枠は賛成ということで、ハードルを見つけながら我々がどこまで正面に向かって意見を言うことができるかが重要であると思っている。今日いただいたご意見を参考に、今後立ち上げられる専門委員会でさらなる詳細を議論し、少しでも市の考えに協力させていただければと思う。

(2) 今後の進め方について

- ●資料7に基づいて説明
- ○当事者のこの会への参加について補足したい。国が新オレンジプランを作ったときもその前年に当事者団体が安倍首相に要望を伝えて策定された。現在当事者の意見なしに認知症施策の策定はありえない流れなので、条例制定にあたっては、当事者の要望・意向・希望を聞くという仕組みを是非取り入れていただきたい。
- ●当事者意見については第2回以降に検討して行きたい。平成29年度中で条例案を組み立てて行きたい。